



平成30年4月27日

各 位

会社名 株式会社 アルメディオ  
代表者 代表取締役社長 高橋 靖  
(コード番号 7859 東証第二部)  
問合せ先 取締役 経理・情報開示・IR担当  
関 清 美  
電話番号 042-511-0500 (代表)

### 分配可能額を超えた前々期末の配当金に関する一連の経緯及び再発防止策について

当社は、平成30年4月17日付の当社「分配可能額を超えた前期末配当金について」(注1)にてお知らせいたしました、平成29年6月27日の第37期定時株主総会において、1株当たり2.5円の配当金を行うことを決議し、結果的に、会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額が不足しているにもかかわらず、配当を実施した件(以下、「本件」といいます。)に関して、「分配可能額を超えた前々期末の配当金に関する社内調査委員会及び第三者委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、社内調査委員会による調査が完了したため、その調査結果及び現時点の再発防止策についてご報告いたします

(注1)平成30年4月17日付けの当社開示資料では「分配可能額を超えた前期末の配当金について」とありますが、前々期である平成29年3月期の期末配当として前期である平成29年6月に行いました配当金についてのことです。

### 記

#### 1. 本件の経緯

当社は、平成29年5月12日の取締役会において、平成29年3月31日を基準日とする1株当たり2.5円期末配当金を株主総会へ上程することを決議し、平成29年6月27日の第37期定時株主総会においてかかる配当に関する議案が原案どおり承認可決され、同月28日より配当金の支払いを行いました。平成30年3月期期末決算に関する監査手続きの中で、平成30年4月17日に、当社会計監査人である明治アーク監査法人の指摘により、平成29年3月期末の時点で会社法及び会社計算規則に従い算定される剰余金の分配可能額が不足していたにもかかわらず、配当を実施していたことが確認されました。

本件の事実の概要、経緯及び発生の原因を明確にし、今後の対応を検討することを目的とし、経理・情報開示・IR担当役員を中心とした社内調査委員会(同委員長 取締役兼執行役員 関清美、同委員 管理本部付部長 辻浦篤志、同委員 管理本部経理部長 野田一雄)を、平成30年4月18日付で設置し、同月20日に、TMI総合法律事務所酒井邦彦弁護士を委員長とした第三者委員会を設置し、社内調査委員会の調査結果の検証及び役員の実任の所在の調査を委託いたしました。

#### 2. 社内調査の方法

事実経過の確認、関与者に対するヒアリング、発生原因の分析、社内処分の検討、再発防止策の立案等を行いました。

#### 3. 調査により判明した事実

当社は、毎期、配当に関する議案作成の前提となる会社法所定の「分配可能額」を当社経理部が算定し、当社総務部及び当社企画部に回覧し検証を実施し、当社取締役会において配当方針が決定されておりました。しかし、本件に関する配当に係る会社法及び会社計算規則に定める分配可能利益の計算において、当社経理部作成の当社単体ベースでの計算式では、会社法で求められる自己株式の帳簿価格の減算(会社法第461条第2項第3号)が行われずに分配可能額が計算され、当社総務部及び当社企画部がかかる計算式に対する金額入力及び計算結果の確認という検証を行うのみで、計算式の誤りを発見することができず、結果的に会社

法及び会社計算規則により算定した分配可能額が不足しているにもかかわらず、かかる配当金を支払いました。なお、上記計算式の誤りは当社経理部が同計算式を作成した時点から存在し、以後、当社はかかる計算式の内容を再検討することなく使用し続けておりました。また、同計算式を使用した配当金の支払いについて、過年度においても、当社と監査法人等とのレビュー手続き（計算書類を含む株主総会招集通知のチェックを含みます。）において、かかる計算式の誤りを検出することはできず、その計算式の誤りに関する監査法人からの指摘は平成30年4月17日が初めてでありました。

他方、平成29年5月12日の当社取締役会においては、当社連結ベースでの剰余金から当社の自己株式を控除した後の分配可能額が、平成29年3月末日時点で約335百万円存在したことから、当社単体ベースでも分配可能額が存在することに疑いを抱かず、担当取締役もその違法性に気付かず議案を説明し、その場に出席した取締役及び監査役全員も配当議案の違法性に気付きませんでした。

#### 4. 本件の発生原因の分析

- ① 配当に関する議案作成の前提となる会社法所定の「分配可能額」は、当社経理部が算定し、当社総務部及び当社企画部に回覧し検証、取締役会において配当方針が決定されておりました。しかし、当社経理部作成の計算式では、会社法で求められる自己株式の減算が考慮されていないという誤りが存在しました。同誤りは当社経理部が同計算式を作成した時点から存在し、同計算式を回覧部門である当社総務部及び当社企画部が特に認識することなく使用し続けて、金額の入力と計算結果について確認を行ったにすぎないことによります。当社経理部作成の「分配可能額」算定の計算式自体を疑うことなく使用し続けたことが本件の発生最大の原因といえます。
- ② 上記①における「分配可能額」の計算式の作成後、同計算式の見直しが行われていませんでした。
- ③ 株主総会招集通知の内容（計算書類を含みます。）について、会計監査人及び外部専門家を過度に信頼し、自らの確認が疎かでありました。
- ④ 当社総務部及び当社企画部においては、当社経理部による算定の誤りを発見できる仕組みになっていませんでした。
- ⑤ 当社顧問弁護士に株主総会招集通知や参考書類の法令チェックを依頼していませんでした。

#### 5. 本件に関する処分

本件に関する取締役等の責任につきましては、第三者委員会の調査結果を受け、決定することとなります。

#### 6. 現時点の再発防止策

- ① 「剰余金の分配可能額計算書」を毎年見直し、当社経理部、当社総務部及び当社取締役会でそれぞれチェックを行います。尚、配当実務担当者及び当社取締役における分配可能額の確認方法等につきましては、具体的に定めることとします。
- ② 「剰余金の分配可能額計算書」のチェックを、当社会計監査人及び会社法に精通した顧問弁護士等に依頼します。
- ③ 当社役員及び配当実務担当者に必要な法令知識を習得させるため、会社法、金融商品取引法などの外部セミナーに積極的に参加させます。

#### 7. 今後の見通し

本件発生事態を真摯に受け止め、第三者委員会の調査結果も踏まえ、本件に関する処分、また、再発防止策の確定及び実行をするとともに、内部管理体制の構築に努めてまいりますので、皆様方にはよろしくご理解のほどお願い申し上げます。なお、本件に関する処分及び最終的な再発防止策については、第三者委員会の調査結果報告が行われた時点で改めて公表させていただきます。

株主をはじめ投資家の皆様、お取引先及び関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。

以上